

議第80号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市坂放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体

坂児童クラブ実施委員会

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

平成24年11月27日提出

三島市長 豊岡 武士